

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成16年12月22日

【中間会計期間】 第139期中(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

【会社名】 株式会社東日本銀行

【英訳名】 The Higashi-Nippon Bank , Limited

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 鏡 味 徳 房

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋3丁目11番2号

【電話番号】 東京(3273)6221(大代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 伊 藤 均

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 同上

【事務連絡者氏名】 同上

【縦覧に供する場所】 株式会社東日本銀行 水戸支店
(茨城県水戸市泉町2丁目3番2号)

株式会社東日本銀行 松戸支店
(千葉県松戸市稔台99番6)

株式会社東日本銀行 横浜支店
(神奈川県横浜市中区曙町1丁目5番地)

株式会社東日本銀行 与野支店
(埼玉県さいたま市浦和区上木崎2丁目2番1号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成14年度 中間連結 会計期間	平成15年度 中間連結 会計期間	平成16年度 中間連結 会計期間	平成14年度	平成15年度
		(自平成14年 4月1日 至平成14年 9月30日)	(自平成15年 4月1日 至平成15年 9月30日)	(自平成16年 4月1日 至平成16年 9月30日)	(自平成14年 4月1日 至平成15年 3月31日)	(自平成15年 4月1日 至平成16年 3月31日)
連結経常収益	百万円	21,845	24,754	21,757	43,353	47,181
連結経常利益 (は連結経常損失)	百万円	1,584	3,791	4,274	13,729	8,114
連結中間純利益	百万円	464	2,141	2,341		
連結当期純利益 (は連結当期純損失)	百万円				7,397	4,536
連結純資産額	百万円	83,011	83,811	93,419	80,209	89,433
連結総資産額	百万円	1,670,023	1,718,067	1,730,843	1,707,260	1,725,182
1株当たり純資産額	円	342.24	346.68	398.84	327.09	377.16
1株当たり中間純利益	円	2.53	11.63	12.72		
1株当たり当期純利益 (は1株当たり 当期純損失)	円				41.38	23.45
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	2.03	9.33	10.20		
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円					19.76
連結自己資本比率 (国内基準)	%	8.60	8.43	8.69	8.03	8.48
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	18,885	5,641	6,557	9,259	51,315
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	313	53,768	3,633	6,683	62,703
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	791	381	779	804	3,385
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	76,608	62,594	98,473		
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円				111,109	96,326
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,592 [539]	1,553 [536]	1,458 [561]	1,547 [537]	1,491 [539]

- (注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、平成14年度は当期純損失が計上されているため記載しておりません。
3. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
4. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当行は国内基準を採用しております。
5. 従業員数の[]内には、臨時従業員数の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第137期中	第138期中	第139期中	第137期	第138期
決算年月		平成14年9月	平成15年9月	平成16年9月	平成15年3月	平成16年3月
経常収益	百万円	20,095	23,165	20,194	39,939	43,907
経常利益 (は経常損失)	百万円	1,717	3,412	4,105	13,639	7,610
中間純利益	百万円	684	1,793	2,334		
当期純利益 (は当期純損失)	百万円				7,044	4,201
資本金	百万円	38,300	38,300	38,300	38,300	38,300
発行済株式総数	千株	普通株式 184,673 優先株式 10,000	普通株式 184,673 優先株式 10,000	普通株式 184,673 優先株式 10,000	普通株式 184,673 優先株式 10,000	普通株式 184,673 優先株式 10,000
純資産額	百万円	84,499	85,086	94,691	81,832	90,714
総資産額	百万円	1,669,038	1,717,336	1,730,483	1,705,886	1,724,515
預金残高	百万円	1,547,701	1,602,411	1,609,050	1,592,994	1,606,756
貸出金残高	百万円	1,334,206	1,361,120	1,345,541	1,369,773	1,350,330
有価証券残高	百万円	196,094	238,914	259,943	181,472	253,163
1株当たり中間配当額	円	普通株式 第一回優先株式	普通株式 第一回優先株式	普通株式 第一回優先株式		
1株当たり配当額	円				普通株式 第一回優先株式 22.00	普通株式 3.00 第一回優先株式 22.00
単体自己資本比率 (国内基準)	%	8.67	8.50	8.76	8.13	8.55
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,433 [135]	1,390 [131]	1,305 [127]	1,394 [135]	1,336 [130]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 従業員数欄の[]内には、臨時従業員数の平均人員を外書きで記載しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成16年9月30日現在

	銀行業	その他	合計
従業員数(人)	1,305 [127]	153 [434]	1,458 [561]

(注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員582人を含んでおりません。

2. 臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成16年9月30日現在

従業員数(人)	1,305 [127]
---------	----------------

(注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員139人を含んでおりません。

2. 臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(3) 労働組合の状況

当行の従業員組合は、東日本銀行従業員組合と称し、組合員数は1,085人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。連結子会社については、従業員組合は該当ありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

・業績

当中間連結会計期間の国内経済を概観いたしますと、企業収益や企業の業況感は改善が続いており、また、依然人件費抑制姿勢は維持されているものの、雇用過剰感が緩和しつつあることから、個人消費もやや強めの動きを続けております。

一方、金融情勢をみますと、日本銀行の量的緩和政策の継続により、短期市場金利は引き続きほぼゼロ%で推移しており、また、不良債権問題への対応も相当程度進捗し金融システム面の健全性、安定性が回復しつつあります。

このような情勢の中、当行及びグループ会社は業績の伸長と効率経営に努めてまいりました結果、当中間連結会計期間の業績は以下のとおりとなりました。

業容面につきましては、預金は、当中間期中24億円増加し、中間期末残高は1兆6,076億円となりました。一方、貸出金は、積極的な取り組みにもかかわらず、企業の財務体質改善に向けた借入金の圧縮、また、不良債権のオフバランス化を進めたことなどから、当中間期中47億円減少し、中間期末残高は1兆3,418億円となりました。

損益面におきましては、経常利益は42億74百万円、中間純利益は23億41百万円となりました。

なお、国内基準による連結自己資本比率は8.69%となりました。

・キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物は、前年同期比358億79百万円増加し、984億73百万円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは65億57百万円(前年同期は56億41百万円)となりました。これは主に、預金の純増24億89百万円(前年同期は預金の純増86億79百万円)、及び貸出金の純減47億88百万円(前年同期は貸出金の純減111億95百万円)等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは36億33百万円(前年同期は53億68百万円)となりました。これは主に、有価証券の取得による支出141億23百万円(前年同期は964億86百万円)、有価証券の売却・償還による収入112億39百万円(前年同期は455億77百万円)等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは7億79百万円(前年同期は3億81百万円)となりました。これは主に、配当金支払による支出7億72百万円(前年同期は2億20百万円)等によるものであります。

(1) 国内・国際業務部門別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支は、前年同期比 7 億40百万円の増加で、168億21百万円となりました。国内業務部門は前年同期比 7 億39百万円増加して167億54百万円となりました。国際業務部門については前年同期比 5 百万円増加して70百万円となりました。

当中間連結会計期間の役務取引等収支は、前年同期比 9 百万円減少して 8 億 3 百万円となりました。国内業務部門は前年同期比92百万円増加して17億35百万円となり、国際業務部門については、前年同期比 0 百万円増加して47百万円となりました。

当中間連結会計期間のその他業務収支は、 4 億29百万円減少して 3 億 1 百万円となりました。国内業務部門については前年同期比 4 億34百万円減少して 6 億61百万円となり、国際業務部門については前年同期比 3 百万円減少して70百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	16,015	65	0	16,080
	当中間連結会計期間	16,754	70	3	16,821
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	17,635	117	157	17,588 ⁷
	当中間連結会計期間	17,933	124	63	17,988 ⁵
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	1,620	52	158	1,507 ⁷
	当中間連結会計期間	1,178	54	60	1,166 ⁵
役務取引等収支	前中間連結会計期間	1,642	46	876	813
	当中間連結会計期間	1,735	47	979	803
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	2,809	65	879	1,995
	当中間連結会計期間	2,923	64	983	2,005
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,166	19	3	1,182
	当中間連結会計期間	1,188	17	3	1,202
その他業務収支	前中間連結会計期間	1,096	74	440	731
	当中間連結会計期間	661	70	431	301
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	1,944	74	440	1,578
	当中間連結会計期間	1,548	70	431	1,187
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	847		0	847
	当中間連結会計期間	886		0	886

(注) 1 . 国内業務部門は当行の円建取引及び連結子会社、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 . 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

3 . 相殺消去額は、連結会社相互間の取引高の消去額であります。

(2) 国内・国際業務部門別資金運用 / 調達の状況

当中間連結会計期間の資金運用勘定平均残高は、前年同期比144億円増加して1兆6,173億円となりました。部門別では、国内業務部門1兆6,193億円、国際業務部門が119億円となりました。

一方、資金調達勘定平均残高は、前年同期比62億円増加して1兆5,553億円となりました。部門別では、国内業務部門が1兆5,574億円、国際業務部門が119億円となっております。

国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	(6,825) 1,614,962	(7) 17,635	2.17
	当中間連結会計期間	(7,261) 1,619,387	(5) 17,933	2.20
うち貸出金	前中間連結会計期間	1,343,010	17,260	2.56
	当中間連結会計期間	1,306,806	17,027	2.59
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	54	0	0.42
	当中間連結会計期間	4	0	0.42
うち有価証券	前中間連結会計期間	189,458	359	0.37
	当中間連結会計期間	246,836	884	0.71
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	31,129	1	0.00
	当中間連結会計期間	39,222	2	0.01
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	25,163	1	0.01
	当中間連結会計期間	13,824	0	0.00
うち預け金	前中間連結会計期間	10,932	1	0.01
	当中間連結会計期間	4,555	10	0.46
資金調達勘定	前中間連結会計期間	1,560,764	1,620	0.20
	当中間連結会計期間	1,557,489	1,178	0.15
うち預金	前中間連結会計期間	1,539,668	1,086	0.14
	当中間連結会計期間	1,549,314	811	0.10
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	191	0	0.00
	当中間連結会計期間			
うち売現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコマースナル・ ペーパー	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち借入金	前中間連結会計期間	19,301	203	2.09
	当中間連結会計期間	6,564	73	2.22

(注) 1. 平均残高は原則として日々の残高の平均に基づいて算出しております。

2. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間20,966百万円、当中間連結会計期間16,903百万円)を控除して表示しております。

3. 国内業務部門は当行の円建取引及び連結子会社であります。

4. ()内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

5. 金融業以外の子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	11,503	117	2.03
	当中間連結会計期間	11,971	124	2.07
うち貸出金	前中間連結会計期間	4,063	48	2.40
	当中間連結会計期間	4,427	52	2.34
うち商品有価証券	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち有価証券	前中間連結会計期間	5,271	28	1.08
	当中間連結会計期間	5,545	31	1.12
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	165	0	0.99
	当中間連結会計期間	17	0	1.34
うち買現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち預け金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
資金調達勘定	前中間連結会計期間	(6,825) 11,527	(7) 52	0.90
	当中間連結会計期間	(7,261) 11,993	(5) 54	0.89
うち預金	前中間連結会計期間	3,942	25	1.31
	当中間連結会計期間	4,300	29	1.36
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	738	5	1.48
	当中間連結会計期間	408	3	1.65
うち売現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコマースナル・ペーパー	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち借入金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			

(注) 1. 国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引及び特別国際金融取引勘定分等を含めております。

2. ()内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

3. 国際業務部門の当行の外貨建取引の平均残高は日次カレント方式(毎日のT.T.仲値を当日のノンエクスチェンジ取引に適用する方式)により算出しております。

合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 ()	合計	小計	相殺 消去額 ()	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	1,619,640	16,683	1,602,957	17,745	157	17,588	2.18
	当中間連結会計期間	1,624,098	6,728	1,617,369	18,051	63	17,988	2.21
うち貸出金	前中間連結会計期間	1,347,074	14,802	1,332,271	17,309	157	17,151	2.56
	当中間連結会計期間	1,311,233	5,317	1,305,915	17,079	59	17,019	2.59
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	54		54	0		0	0.42
	当中間連結会計期間	4		4	0		0	0.42
うち有価証券	前中間連結会計期間	194,729	755	193,974	388		388	0.39
	当中間連結会計期間	252,382	165	252,216	915	3	911	0.72
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	31,295		31,295	2		2	0.01
	当中間連結会計期間	39,239		39,239	2		2	0.01
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	25,163		25,163	1		1	0.01
	当中間連結会計期間	13,824		13,824	0		0	0.00
うち預け金	前中間連結会計期間	10,932	1,124	9,807	1		1	0.02
	当中間連結会計期間	4,555	1,244	3,310	10		10	0.64
資金調達勘定	前中間連結会計期間	1,565,466	16,434	1,549,031	1,665	158	1,507	0.19
	当中間連結会計期間	1,562,221	6,894	1,555,326	1,226	60	1,166	0.14
うち預金	前中間連結会計期間	1,543,611	1,631	1,541,979	1,111	0	1,111	0.14
	当中間連結会計期間	1,553,615	1,576	1,552,038	840	0	840	0.10
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間							
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	929		929	5		5	1.17
	当中間連結会計期間	408		408	3		3	1.65
うち売現先勘定	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間							
うちコマース ・ペーパー	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間							
うち借入金	前中間連結会計期間	19,301	14,802	4,499	203	157	45	2.00
	当中間連結会計期間	6,564	5,317	1,246	73	59	13	2.14

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間20,966百万円、当中間連結会計期間16,903百万円)を控除して表示しております。

2. 国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息は、相殺して記載しております。

3. 相殺消去額は、連結会社相互間の取引その他連結上の調整額であります。

4. 金融業以外の子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用してあります。

(3) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益は、前年同期比10百万円の増加で20億5百万円となりました。国内業務部門については、代理業務の受入手数料を中心として前年同期比1億14百万円増加して29億23百万円となりました。国際業務部門については、前年同期比0百万円減少して64百万円となりました。

当中間連結会計期間の役務取引等費用は、前年同期比19百万円増加して12億2百万円となりました。国内業務部門は支払保証料を中心として前年同期比22百万円増加して11億88百万円となり、国際業務部門については前年同期比1百万円減少して17百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	2,809	65	879	1,995
	当中間連結会計期間	2,923	64	983	2,005
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	296			296
	当中間連結会計期間	313			313
うち為替業務	前中間連結会計期間	760	65	5	820
	当中間連結会計期間	723	64	6	781
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	62			62
	当中間連結会計期間	85			85
うち代理業務	前中間連結会計期間	1,615		873	741
	当中間連結会計期間	1,715		976	738
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	69			69
	当中間連結会計期間	79			79
うち保証業務	前中間連結会計期間	5	0		6
	当中間連結会計期間	5	0		6
役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,166	19	3	1,182
	当中間連結会計期間	1,188	17	3	1,202
うち為替業務	前中間連結会計期間	143	17		161
	当中間連結会計期間	134	15		150

(注) 1. 国内業務部門は当行の円建取引及び連結子会社、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。

2. 相殺消去額は、連結子会社相互間の取引高の消去額であります。

[次へ](#)

(4) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	1,598,495	3,915	1,930	1,600,481
	当中間連結会計期間	1,604,329	4,720	1,406	1,607,644
うち流動性預金	前中間連結会計期間	564,642		1,020	563,622
	当中間連結会計期間	577,075		596	576,478
うち定期性預金	前中間連結会計期間	1,008,008		910	1,007,098
	当中間連結会計期間	999,867		810	999,057
うちその他	前中間連結会計期間	25,844	3,915		29,760
	当中間連結会計期間	27,387	4,720		32,108
譲渡性預金	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
総合計	前中間連結会計期間	1,598,495	3,915	1,930	1,600,481
	当中間連結会計期間	1,604,329	4,720	1,406	1,607,644

(注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

3. 国内業務部門は当行の円建取引及び連結子会社、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。
ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

4. 相殺消去額は、連結会社相互間の債権・債務の消去額であります。

(5) 国内・特別国際金融取引勘定別貸出金残高の状況
業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成15年9月30日		平成16年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,356,007	100.00	1,341,714	100.00
製造業	127,339	9.39	123,102	9.18
農業	1,320	0.10	1,387	0.10
林業	3	0.00	2	0.00
漁業	69	0.01	59	0.00
鉱業	1,808	0.13	1,819	0.14
建設業	77,977	5.75	81,400	6.07
電気・ガス・熱供給・水道業	912	0.07	891	0.07
情報通信業	15,083	1.11	13,156	0.98
運輸業	19,455	1.43	18,511	1.38
卸売・小売業	167,300	12.34	161,046	12.00
金融・保険業	95,172	7.02	82,561	6.15
不動産業	286,335	21.12	300,469	22.39
各種サービス業	200,198	14.76	202,179	15.07
地方公共団体	8,127	0.60	9,998	0.75
その他	354,902	26.17	345,127	25.72
特別国際金融取引勘定分	211	100.00	173	100.00
政府等	211	100.00	173	100.00
金融機関				
その他				
合計	1,356,218		1,341,887	

(注) 「国内」とは、当行(除く特別国際金融取引勘定分)及び連結子会社であります。

[次へ](#)

(6) 国内・国際業務部門別有価証券の状況

有価証券残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	168,262			168,262
	当中間連結会計期間	176,362			176,362
地方債	前中間連結会計期間	4,847			4,847
	当中間連結会計期間	5,396			5,396
社債	前中間連結会計期間	33,878			33,878
	当中間連結会計期間	42,671			42,671
株式	前中間連結会計期間	26,405		643	25,762
	当中間連結会計期間	29,885		556	29,329
その他の証券	前中間連結会計期間		5,574		5,574
	当中間連結会計期間		5,628		5,628
合計	前中間連結会計期間	233,393	5,574	643	238,324
	当中間連結会計期間	254,315	5,628	556	259,387

(注) 1. 国内業務部門は当行の円建取引及び連結子会社、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。

2. 「その他の証券」は、外国債券を含んでおります。

[前へ](#)

[次へ](#)

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	16,820	17,245	424
経費(除く臨時処理分)	10,628	10,384	244
人件費	5,904	5,537	367
物件費	4,273	4,327	53
税金	450	519	69
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	6,191	6,860	668
一般貸倒引当金繰入額	202	479	276
業務純益	5,988	6,381	392
うち債券関係損益	451	43	408
臨時損益	2,576	2,275	300
株式関係損益	3,134	344	3,479
不良債権処理損失	5,052	1,492	3,559
貸出金償却	15	112	97
個別貸倒引当金繰入額	4,949	1,366	3,583
債権売却損失引当金繰入額			
特定海外債権引当勘定繰入額			
その他の債権売却損等	86	13	73
その他臨時損益	658	438	219
経常利益	3,412	4,105	693
特別損益	30	59	29
うち動産不動産処分損益	37	60	22
税引前中間純利益	3,381	4,046	664
法人税、住民税及び事業税	20	20	0
法人税等調整額	1,567	1,691	123
中間純利益	1,793	2,334	541

(注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他業務収支

2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5. 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却

6. 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

[前へ](#)

[次へ](#)

2. 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	2.17	2.20	0.03
(イ)貸出金利回	2.55	2.59	0.03
(ロ)有価証券利回	0.37	0.71	0.33
(2) 資金調達原価	1.53	1.45	0.08
(イ)預金等利回	0.14	0.10	0.03
(ロ)外部負債利回	1.91		1.91
(3) 総資金利鞘	-	0.63	0.75

(注) 1. 「国内業務部門」とは国内店の円建諸取引であります。

2. 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金

3. ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	19.46	18.82	0.63
業務純益ベース	18.82	17.50	1.31
中間純利益ベース	5.63	6.40	0.76

(注) 業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前)は、下記算式により算出しております。

$$\frac{\text{業務純益(一般貸倒引当金繰入前)} - \text{優先株式配当金総額}}{\text{期中日数}} \times 365 \div \frac{\{(期首純資産額 - 期首発行済優先株式数 \times \text{発行価額}) + (\text{中間期末純資産額} - \text{中間期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額})\} \div 2}{\text{期中日数}} \times 100$$

業務純益ベースは、下記算式により算出しております。

$$\frac{\text{業務純益} - \text{優先株式配当金総額}}{\text{期中日数}} \times 365 \div \frac{\{(期首純資産額 - 期首発行済優先株式数 \times \text{発行価額}) + (\text{中間期末純資産額} - \text{中間期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額})\} \div 2}{\text{期中日数}} \times 100$$

中間純利益ベースは、下記算式により算出しております。

$$\frac{\text{中間純利益} - \text{優先株式配当金総額}}{\text{期中日数}} \times 365 \div \frac{\{(期首純資産額 - 期首発行済優先株式数 \times \text{発行価額}) + (\text{中間期末純資産額} - \text{中間期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額})\} \div 2}{\text{期中日数}} \times 100$$

4. 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(未残)	1,602,411	1,609,050	6,639
預金(平残)	1,543,611	1,553,615	10,004
貸出金(未残)	1,361,120	1,345,541	15,578
貸出金(平残)	1,335,826	1,309,391	26,434

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	1,153,928	1,153,422	505
法人	448,482	455,627	7,145
合計	1,602,411	1,609,050	6,639

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	328,416	321,109	7,307
住宅ローン残高	291,465	285,384	6,080
その他ローン残高	36,950	35,724	1,226

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	1,242,326	1,213,630	28,696
総貸出金残高	百万円	1,360,908	1,345,368	15,540
中小企業等貸出金比率	/ %	91.28	90.20	1.07
中小企業等貸出先件数	件	60,044	60,964	920
総貸出先件数	件	60,204	61,136	932
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.73	99.71	0.01

(注) 1. 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5. 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受				
信用状	95	473	75	419
保証	974	5,520	878	5,353
計	1,069	5,993	953	5,772

[前へ](#) [次へ](#)

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成15年9月30日	平成16年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	資本金	38,300	38,300
	うち非累積的永久優先株		
	新株式払込金		
	資本剰余金	34,600	34,600
	利益剰余金	6,342	10,292
	連結子会社の少数株主持分	600	620
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券		
	その他有価証券の評価差損()	1	
	自己株式払込金		
	自己株式()	401	382
	為替換算調整勘定		
	営業権相当額()		
	連結調整勘定相当額()		
	計 (A)	79,440	83,430
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券			
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	3,766	3,766
	一般貸倒引当金	6,886	6,741
	負債性資本調達手段等	3,000	
	うち永久劣後債務		
	うち期限付劣後債務(注1)	3,000	
	計	13,653	10,507
	うち自己資本への算入額 (B)	13,653	10,507
控除項目	控除項目(注2) (C)	101	101
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	92,992	93,837
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,096,766	1,073,534
	オフ・バランス取引項目	5,099	5,067
	計 (E)	1,101,865	1,078,602
連結自己資本比率(国内基準) = D / E × 100(%)		8.43	8.69

(注) 1 . 告示第24条第1項第4号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限りております。

2 . 告示第25条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

[前へ](#)

[次へ](#)

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成15年9月30日	平成16年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	資本金	38,300	38,300
	うち非累積的永久優先株		
	新株式払込金		
	資本準備金	34,600	34,600
	その他資本剰余金		
	利益準備金	3,699	3,699
	任意積立金	1,500	4,000
	中間未処分利益	2,048	3,517
	その他		
	その他有価証券の評価差損()	5	
	自己株式払込金		
	自己株式()	28	35
	営業権相当額()		
	計 (A)	80,114	84,082
補完的項目	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券		
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	3,766	3,766
	一般貸倒引当金	6,881	6,736
	負債性資本調達手段等	3,000	
	うち永久劣後債務		
	うち期限付劣後債務(注1)	3,000	
計	13,648	10,503	
うち自己資本への算入額 (B)	13,648	10,503	
控除項目	控除項目(注2) (C)	101	101
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	93,661	94,484
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,095,927	1,072,757
	オフ・バランス取引項目	5,099	5,067
	計 (E)	1,101,026	1,077,825
単体自己資本比率(国内基準) = D / E × 100(%)		8.50	8.76

(注) 1. 告示第31条第1項第4号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

2. 告示第32条第1項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の貸付有価証券、貸出金及び外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1.から3.までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成15年9月30日	平成16年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	302	189
危険債権	210	311
要管理債権	425	418
正常債権	12,765	12,626

[前へ](#)

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

これまで当行は、首都圏を営業基盤とする地域金融機関として、「地域社会の繁栄に貢献し、豊かな町づくりに奉仕する」という経営理念のもと、徹底した狭地域・高密着の営業方針により、地域の中小零細企業、個人事業主及び個人のお客様に対して、お客様サイドに立って適切かつ安全な金融サービスを提供してまいりました。

わが国金融機関をとりまく環境は、主要行においては平成16年度の不良債権問題終結に向けての動きが着実に進捗しており、また、中小・地域金融機関においても、昨年3月に公表された「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を踏まえて、中小企業の再生と地域経済の活性化を通じて不良債権問題の解決が図られつつあります。

こうした経営環境におきまして当行は、当年度が最終年度となる中期経営計画「ヒューマン・バンク21」プランを着実に実行し、今後も、当行及びグループ会社は、経営体質の強化ならびに合理化・効率化を推進し、経営の健全性の確保と業績の一層の向上に努めるとともに、ますます多様化・高度化するお客さまのニーズに的確に対応してまいり所存でございます。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項なし。

5 【研究開発活動】

該当事項なし。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設、除却等はありません。

また、当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	388,000,000
優先株式	20,000,000
計	408,000,000

(注) 当行定款第5条に次のとおり規定しております。

当銀行の発行する株式の総数は4億8百万株とし、このうち3億8千8百万株は普通株式、2千万株は優先株式とする。ただし、優先株式につき消却又は普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずる。

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成16年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成16年12月22日)	上場証券取引所名又 は登録証券業協会名	内容
普通株式	184,673,500	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	(注) 1
第一回優先株式	10,000,000	同左		(注) 2
計	194,673,500	同左		

(注) 1. 議決権を有しております。

2. 第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

本優先株式の株主(以下「本優先株主」という。)に対しては、優先配当金を支払うものとし、その内容については以下のとおりである。

優先配当金

本優先株式1株につき22円とする。ただし、平成13年3月31日の1日間に対する優先配当金については1株につき6円とする。

非累積条項

ある営業年度において、本優先株主に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

本優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

優先中間配当金

本優先株式1株につき11円とする。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき2,000円を支払う。

本優先株主に対しては、前記の2,000円のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 本優先株式の消却

当行は、いつでも本優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(4) 議決権

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(5) 本優先株式の併合または分割、本優先株主への新株引受権等

当行は、法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、本優先株主には、新株の引受権または転換社債もしくは新株引受権付社債の引受権を与えない。

(6) 普通株式への転換

本優先株主は、本優先株式の普通株式への転換を請求できる。

転換を請求し得べき期間

平成15年3月31日から平成23年3月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

転換の条件

ア．当初転換価額

当初転換価額は、平成15年3月31日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示も含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

ただし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が440円を下回るときは、当該金額とする。

イ．転換価額の修正

転換価額は、平成15年3月31日以降平成23年3月30日までの毎年3月31日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示も含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

ただし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が440円を下回るときは、当該金額とする。

ウ．転換価額の調整

転換価額は、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合、その他一定の場合には次に定める算式により調整されるほか、合併等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と合理的に判断する価額に変更される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新規発行の普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新規発行の普通株式数}}$$

エ．転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき当行の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行する普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が転換を請求した本優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$

発行すべき普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、商法の定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。

オ．転換請求受付場所

東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号

日本証券代行株式会社

カ．転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書および本優先株式の株券が転換受付場所に到着したときに発生する。ただし、本優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

普通株式への一斉転換

転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった本優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉転換日」という。)をもって、本優先株式1株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示も含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式となる。

ただし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が440円を下回るときは、本優先株式1株の払込金相当額を当該金額で除して得られる数の普通株式となる。また、合併等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と合理的に判断する価額に変更される。

上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、商法の定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。

優先株式の転換と配当

優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(7) 優先順位

当行の発行する各種の優先株式の優先株主配当金および優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成16年9月30日		普通株式 184,673 第一回 優先株式 10,000		38,300,000		34,600,245

(4) 【大株主の状況】

普通株式

平成16年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
SMBC抵当証券株式会社	東京都新宿区新宿1丁目8番5号	14,760	7.99
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	8,262	4.47
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1丁目1番2号	7,578	4.10
中央三井信託銀行株式会社	東京都港区芝3丁目33番1号	5,770	3.12
株式会社新生銀行	東京都千代田区内幸町2丁目1番8号	5,575	3.01
株式会社あおぞら銀行	東京都千代田区九段南1丁目3番1号	5,575	3.01
アクサグループライフ生命保険株式会社	東京都渋谷区東1丁目2番19号	5,488	2.97
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川2丁目27番2号	4,974	2.69
株式会社東京三菱銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	4,604	2.49
株式会社北洋銀行	北海道札幌市中央区大通西3丁目11番地	4,121	2.23
計		66,708	36.12

第一回優先株式

平成16年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	10,000	100.00
計		10,000	100.00

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成16年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 10,000,000		「1 株式等の状況」の(1)株式の総数等に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等) (注)1	(自己保有株式) 普通株式 104,000		
完全議決権株式(その他) (注)2	普通株式 183,318,000	183,258	
単元未満株式	普通株式 1,251,500		1 単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	194,673,500		
総株主の議決権		183,258	

(注) 1. 「完全議決権株式(自己株式等)」の欄は、全て当行保有の自己株式であります。

2. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、60,000株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数60個は含まれておりません。

【自己株式等】

平成16年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社 東日本銀行	東京都中央区日本 橋3丁目11番2号	104,000		104,000	0.05
計		104,000		104,000	0.05

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

(1) 普通株式

月別	平成16年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	384	310	327	300	293	295
最低(円)	275	247	271	269	268	272

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 第一回優先株式

当株式は、証券取引所に上場されておられません。

また、店頭売買有価証券として証券業協会に登録されておられません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

前中間連結会計期間(自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき、当中間連結会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

なお、当中間連結会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成16年1月30日内閣府令第5号)附則第3項のただし書きにより、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき作成しております。

2. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

前中間会計期間(自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき、当中間会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

なお、当中間会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成16年1月30日内閣府令第5号)附則第3項のただし書きにより、改正前の中間財務諸表等規則に基づき作成しております。

3. 前中間連結会計期間(自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)及び当中間連結会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)及び当中間会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)の中間財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、監査法人トーマツの監査証明を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成16年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	7	76,163	4.43	103,287	5.97	100,574	5.83
コールローン及び買入手形		10,000	0.58				
買入金銭債権		10,084	0.59	431	0.02	426	0.03
有価証券	1,7	238,324	13.87	259,387	14.99	252,607	14.64
貸出金	2,3, 4,5,6, 8	1,356,218	78.94	1,341,887	77.53	1,346,675	78.06
外国為替	6	1,737	0.10	2,286	0.13	1,274	0.07
その他資産	7	8,516	0.50	8,160	0.47	8,359	0.48
動産不動産	7,9, 10	27,303	1.59	26,869	1.55	27,073	1.57
繰延税金資産		21,018	1.22	13,396	0.78	16,861	0.98
支払承諾見返		5,993	0.35	5,772	0.33	6,382	0.37
貸倒引当金		37,293	2.17	30,635	1.77	35,051	2.03
資産の部合計		1,718,067	100.00	1,730,843	100.00	1,725,182	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成16年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	7	1,600,481	93.16	1,607,644	92.89	1,605,155	93.04
コールマネー及び売渡手形		540	0.03	255	0.01		
借入金	7,11	4,373	0.26	1,067	0.06	1,345	0.08
外国為替		42	0.00	2	0.00	16	0.00
その他負債	12	11,870	0.69	11,526	0.67	11,824	0.69
賞与引当金		977	0.06	875	0.05	825	0.05
退職給付引当金		5,877	0.34	6,046	0.35	5,985	0.35
繰延税金負債		100	0.00	98	0.01	98	0.00
再評価に係る繰延税金負債	9	3,398	0.20	3,514	0.20	3,514	0.20
支払承諾		5,993	0.35	5,772	0.33	6,382	0.37
負債の部合計		1,633,654	95.09	1,636,803	94.57	1,635,146	94.78
(少数株主持分)							
少数株主持分		600	0.03	620	0.04	602	0.03
(資本の部)							
資本金		38,300	2.23	38,300	2.21	38,300	2.22
資本剰余金		34,600	2.01	34,600	2.00	34,600	2.01
利益剰余金		6,342	0.37	10,292	0.59	8,722	0.51
土地再評価差額金	9	4,971	0.29	4,856	0.28	4,856	0.28
その他有価証券評価差額金		1	0.00	5,752	0.33	3,332	0.19
自己株式		401	0.02	382	0.02	377	0.02
資本の部合計		83,811	4.88	93,419	5.39	89,433	5.19
負債、少数株主持分 及び資本の部合計		1,718,067	100.00	1,730,843	100.00	1,725,182	100.00

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		24,754	100.00	21,757	100.00	47,181	100.00
資金運用収益		17,588		17,988		36,030	
(うち貸出金利息)		(17,151)		(17,019)		(34,565)	
(うち有価証券利息配当金)		(388)		(911)		(1,369)	
役務取引等収益		1,995		2,005		4,190	
その他業務収益		1,578		1,187		2,658	
その他経常収益		3,593		576		4,302	
経常費用		20,962	84.68	17,482	80.35	39,067	82.80
資金調達費用		1,507		1,166		2,869	
(うち預金利息)		(1,111)		(840)		(2,103)	
役務取引等費用		1,182		1,202		2,214	
その他業務費用		847		886		1,694	
営業経費		11,755		11,177		23,328	
その他経常費用	1	5,671		3,050		8,960	
経常利益		3,791	15.32	4,274	19.65	8,114	17.20
特別利益		8	0.03	4	0.02	58	0.12
特別損失	2	37	0.15	61	0.28	97	0.21
税金等調整前中間(当期)純利益		3,762	15.20	4,218	19.39	8,075	17.11
法人税、住民税及び事業税		48	0.20	45	0.21	79	0.17
法人税等調整額		1,570	6.34	1,810	8.32	3,446	7.30
少数株主利益		3	0.01	21	0.10	12	0.03
中間(当期)純利益		2,141	8.65	2,341	10.76	4,536	9.61

【中間連結剰余金計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前連結会計年度の 連結剰余金計算書 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
(資本剰余金の部)				
資本剰余金期首残高		34,600	34,600	34,600
資本剰余金中間期末(期末)残高		34,600	34,600	34,600
(利益剰余金の部)				
利益剰余金期首残高		4,421	8,722	4,421
利益剰余金増加高		2,141	2,341	4,536
中間(当期)純利益		2,141	2,341	4,536
利益剰余金減少高		220	772	234
配当金		220	772	220
自己株式処分差損				14
利益剰余金中間期末(期末)残高		6,342	10,292	8,722

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期)純利益		3,762	4,218	8,075
減価償却費		1,114	1,033	2,194
連結調整勘定償却額		70		75
貸倒引当金の増減()額		472	4,415	2,713
債権売却損失引当金の 増減()額		101		101
賞与引当金の増加額		643	49	491
退職給付引当金の増加額		497	61	604
資金運用収益		17,588	17,988	36,030
資金調達費用		1,507	1,166	2,869
有価証券関係損益()		3,585	301	4,063
為替差損益()		5	3	9
動産不動産処分損益()		33	56	70
貸出金の純増()減		11,195	4,788	20,738
預金の純増減()		8,679	2,489	13,354
借入金(劣後特約付借入金 を除く)の純増減()		179	278	207
預け金(日銀預け金を除く) の純増()減		6,795	565	2,525
コールローン等の純増()減		10,007	5	9,650
コールマネー等の純増減()		255	255	795
外国為替(資産)の純増()減		78	1,011	384
外国為替(負債)の純増減()		32	13	7
資金運用による収入		17,781	17,891	36,055
資金調達による支出		1,287	1,081	2,688
その他		700	431	865
小計		5,672	6,516	51,372
法人税等の支払額		31	40	56
営業活動による キャッシュ・フロー		5,641	6,557	51,315

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動による キャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		96,486	14,123	110,505
有価証券の売却による収入		30,080	10,988	31,566
有価証券の償還による収入		15,497	250	19,822
動産不動産の取得による支出		2,972	826	3,748
動産不動産の売却による収入		112	77	162
投資活動による キャッシュ・フロー		53,768	3,633	62,703
財務活動による キャッシュ・フロー				
劣後特約付借入金の返済による支出				3,000
配当金支払額		220	772	220
少数株主への配当金支払額			2	
自己株式の取得による支出		4	4	6
自己株式の売却による収入				11
少数株主からの株式取得による支出		157		170
財務活動による キャッシュ・フロー		381	779	3,385
現金及び現金同等物 に係る換算差額		5	3	9
現金及び現金同等物 の増減()額		48,514	2,147	14,782
現金及び現金同等物 の期首残高		111,109	96,326	111,109
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	1	62,594	98,473	96,326

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 7社 (株)関東データセンター、東日本リース(株)、東日本ビジネスサービス(株)、東日本オフィスサービス(株)、東日本保証サービス(株)、東日本銀ファイナンス(株)、東日本銀ジェーシーピーカード(株)</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 連結子会社 6社 (株)関東データセンター、東日本リース(株)、東日本ビジネスサービス(株)、東日本オフィスサービス(株)、東日本保証サービス(株)、東日本銀ジェーシーピーカード(株)</p> <p>(2) 非連結子会社 同左</p>	<p>(1) 連結子会社 6社 連結子会社名は、「第1企業の概況4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 なお、連結子会社でありました東日本銀ファイナンス株式会社は、当連結会計年度中に清算いたしました。</p> <p>(2) 非連結子会社 同左</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の関連会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 持分法適用の関連会社 同左</p> <p>(2) 持分法非適用の関連会社 同左</p>	<p>(1) 持分法適用の関連会社 同左</p> <p>(2) 持分法非適用の関連会社 同左</p>
3. 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	<p>すべての連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。</p>	<p>同左</p>	<p>すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。</p>
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結会計期間末前1ヵ月の平均に基づいて算定された市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p>	<p>(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものうち株式については中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、また、それ以外については、中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p>	<p>(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算期末前1ヵ月の平均に基づいて算定された市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左	(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左
	(3) 減価償却の方法 動産不動産 当行及び連結子会社の動産不動産は、それぞれ次の方法により償却しております。なお、定率法を採用しているものについては、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 建物 定率法を採用しております。 ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)については、定額法を採用しております。 動産 定率法を採用しております。 ただし、リース資産については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 15年～47年 動産(リース資産) 3年～18年(リース期間) 動産(その他) 3年～15年 ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	(3) 減価償却の方法 動産不動産 動産不動産は、それぞれ次の方法により償却しております。なお、定率法を採用しているものについては、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 建物 定率法を採用しております。 ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)については、定額法を採用しております。 動産 定率法を採用しております。 ただし、リース資産については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 15年～47年 動産(リース資産) 3年～18年(リース期間) 動産(その他) 3年～15年 ソフトウェア 同左	(3) 減価償却の方法 動産不動産 当行及び連結子会社の動産不動産は、それぞれ次の方法により償却しております。 建物 定率法を採用しております。 ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)については、定額法を採用しております。 動産 定率法を採用しております。 ただし、リース資産については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 15年～47年 動産(リース資産) 3年～18年(リース期間) 動産(その他) 3年～15年 ソフトウェア 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>(4) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。</p> <p>破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を引き当てております。</p> <p>破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。</p> <p>与信関連業務を営んでいる連結子会社については当行と同様の方法により引当を行っており、その他の連結子会社については、過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を引き当てております。</p>	<p>(4) 貸倒引当金の計上基準 同左</p>	<p>(4) 貸倒引当金の計上基準 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>(5) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(5) 賞与引当金の計上基準 同左</p>	<p>(5) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>(6) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異(9,082百万円)については、厚生年金基金の代行部分に係るものの消滅を認識した上で残額について15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>	<p>(6) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異(9,082百万円)については、厚生年金基金の代行部分に係るものの消滅を認識した上で残額について15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>	<p>(6) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異(9,082百万円)については、厚生年金基金の代行部分に係るものの消滅を認識した上で残額について15年による按分額を費用処理しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>(7) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>外貨建取引等の会計処理につきましては、前連結会計年度は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)による経過措置を適用しては、当中間連結会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う資金関連スワップ取引については、ヘッジ会計を適用しております。なお、当該ヘッジ会計の概要につきましては、「(9)重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。</p> <p>この結果、従来、期間損益計算していた当該資金関連スワップ取引を時価評価し、正味の債権及び債務を中間連結貸借対照表に計上したため、従来の方法によった場合と比較して、「その他資産」は35百万円増加、「その他負債」は35百万円増加しております。なお、この変更に伴う損益への影響はありません。</p> <p>また、上記以外の先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、相殺のうち「その他資産」中のその他の資産又は「その他負債」中のその他の</p>	<p>(7) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>	<p>(7) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>外貨建取引等の会計処理につきましては、前連結会計年度は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)による経過措置を適用しては、当連結会計年度からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う資金関連スワップ取引については、ヘッジ会計を適用しております。なお、当該ヘッジ会計の概要につきましては、「(9)重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。</p> <p>この結果、従来、期間損益計算していた当該資金関連スワップ取引を時価評価し、正味の債権及び債務を連結貸借対照表に計上したため、従来の方法によった場合と比較して、「その他資産」は6百万円増加「その他負債」は7百万円増加しております。なお、この変更に伴う損益への影響はありません。</p> <p>また、上記以外の先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、相殺のうち「その他資産」中のその他の資産又は「その他負債」中のその他の</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	負債で純額表示しておりましたが、当中間連結会計期間からは、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で表示するとともに、「その他資産」及び「その他負債」中の金融派生商品に含めて計上しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、「その他資産」は35百万円増加、「その他負債」は35百万円増加しております。		負債で純額表示しておりましたが、当連結会計年度からは、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で表示するとともに、「その他資産」及び「その他負債」中の金融派生商品に含めて計上しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、「その他資産」は12百万円増加、「その他負債」は12百万円増加しております。
	(8) リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(8) リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(8) リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
	(9) 重要なヘッジ会計の方法 金利リスク・ヘッジ (追加情報) 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前連結会計年度は「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する経過措置に基づき、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しておりましたが、当中間連結会計期間からは、同報告の	(9) 重要なヘッジ会計の方法 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。	(9) 重要なヘッジ会計の方法 金利リスク・ヘッジ (追加情報) 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前連結会計年度は「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する経過措置に基づき、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しておりましたが、当連結会計年度からは、同報告の本則

	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>本則規定に基づき処理しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は1,728百万円であります。</p> <p>為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前連結会計年度は業種別監査委員会報告第25号による経過措置を適用していましたが、当中間連結会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う資金関連スワップ取引については、ヘッジ会計を適用しております。</p> <p>これは、外貨建金銭債</p>	<p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は1,610百万円であります。</p> <p>為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引</p>	<p>規定に基づき処理しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は1,698百万円であります。</p> <p>為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前連結会計年度は業種別監査委員会報告第25号による経過措置を適用していましたが、当連結会計年度からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う資金関連スワップ取引については、ヘッジ会計を適用しております。</p> <p>これは、外貨建金銭債</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。	をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。	権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。
	(10)消費税等の会計処理 当行の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。連結子会社も主に税抜方式によっております。 ただし、当行の動産不動産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。	(10)消費税等の会計処理 同左	(10)消費税等の会計処理 当行の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。連結子会社も主に税抜方式によっております。 ただし、当行の動産不動産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。
	(11)手形割引の会計処理 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。	(11)手形割引の会計処理 同左	(11)手形割引の会計処理 同左
5. 中間連結(連結)キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

[次へ](#)

追加情報

前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
	<p>(外形標準課税)</p> <p>「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年 3月法律第 9号)が平成15年 3月31日に公布され、平成16年 4月 1日以後開始する連結会計年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、当行及び一部の連結子会社は、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当中間連結会計期間から中間連結損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。</p>	

[次へ](#)

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	前連結会計年度末 (平成16年3月31日)
<p>1. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の国債に2,163百万円含まれております。</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は15,371百万円、延滞債権額は37,356百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,519百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は40,266百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の国債に2,161百万円含まれております。</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は7,197百万円、延滞債権額は43,349百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,784百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は40,143百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に2,162百万円含まれております。</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は11,024百万円、延滞債権額は44,983百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,132百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は42,096百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	前連結会計年度末 (平成16年3月31日)																																
<p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は94,514百万円であります。</p> <p>なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 手形割引により受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は41,727百万円であります。</p> <p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>現金預け金</td> <td>4百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>105,221百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>88百万円</td> </tr> <tr> <td>リース契約債権</td> <td>493百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>3,449百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>1,170百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券41,759百万円を差し入れております。</p> <p>また、リース契約債権は、リース資産に見合う請求未到来分の債権の一部であります。</p> <p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、54,476百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが38,786百万円あります。</p>	現金預け金	4百万円	有価証券	105,221百万円	その他資産	88百万円	リース契約債権	493百万円	預金	3,449百万円	借入金	1,170百万円	<p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は92,474百万円であります。</p> <p>なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 手形割引により受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は40,744百万円であります。</p> <p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>現金預け金</td> <td>5百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>112,268百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>4,600百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>885百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券47,934百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は4,456百万円あります。</p> <p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、59,783百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが39,345百万円あります。</p>	現金預け金	5百万円	有価証券	112,268百万円	預金	4,600百万円	借入金	885百万円	<p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は99,235百万円であります。</p> <p>なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 手形割引により受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は45,505百万円あります。</p> <p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>現金預け金</td> <td>4百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>106,292百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>72百万円</td> </tr> <tr> <td>リース契約債権</td> <td>416百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>3,704百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>1,190百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券48,639百万円を差し入れております。</p> <p>また、リース契約債権は、リース資産に見合う請求未到来分の債権の一部であります。</p> <p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、57,055百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが41,594百万円あります。</p>	現金預け金	4百万円	有価証券	106,292百万円	その他資産	72百万円	リース契約債権	416百万円	預金	3,704百万円	借入金	1,190百万円
現金預け金	4百万円																																	
有価証券	105,221百万円																																	
その他資産	88百万円																																	
リース契約債権	493百万円																																	
預金	3,449百万円																																	
借入金	1,170百万円																																	
現金預け金	5百万円																																	
有価証券	112,268百万円																																	
預金	4,600百万円																																	
借入金	885百万円																																	
現金預け金	4百万円																																	
有価証券	106,292百万円																																	
その他資産	72百万円																																	
リース契約債権	416百万円																																	
預金	3,704百万円																																	
借入金	1,190百万円																																	

前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	前連結会計年度末 (平成16年3月31日)
<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>また、貸付金に係るコミットメントライン契約は、国際協力銀行との協調融資等でありませす。</p> <p>9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格に基づいて、合理的な調整を行って算出。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>また、貸付金に係るコミットメントライン契約は、国際協力銀行との協調融資等でありませす。</p> <p>9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格に基づいて、合理的な調整を行って算出。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>また、貸付金に係るコミットメントライン契約は、国際協力銀行との協調融資等でありませす。</p> <p>9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格に基づいて、合理的な調整を行って算出。</p>

前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	前連結会計年度末 (平成16年3月31日)
<p>10. 動産不動産の減価償却累計額 20,879百万円</p> <p>11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金3,000百万円が含まれております。</p> <p>12. 営業譲受に伴い、株式会社新潟中央銀行から元本の価額を割り引いて譲受けた債権につきましては、債権を割り引く前の元本の価額で計上し、譲受価額との差額は「その他負債」に1,202百万円計上しております。なお、割引譲受債権の回収に伴うその他負債の取崩額は427百万円であり、貸倒引当金繰入額と相殺表示しております。</p>	<p>10. 動産不動産の減価償却累計額 19,811百万円</p> <p>11.</p> <p>12. 営業譲受に伴い、株式会社新潟中央銀行から元本の価額を割り引いて譲受けた債権につきましては、債権を割り引く前の元本の価額で計上し、譲受価額との差額は「その他負債」に1,122百万円計上しております。なお、割引譲受債権の回収に伴うその他負債の取崩額は36百万円であり、貸倒引当金繰入額と相殺表示しております。</p>	<p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,481百万円</p> <p>10. 動産不動産の減価償却累計額 19,756百万円</p> <p>11.</p> <p>12. 営業譲受に伴い、株式会社新潟中央銀行から元本の価額を割り引いて譲受けた債権につきましては、債権を割り引く前の元本の価額で計上し、譲受価額との差額は「その他負債」に1,194百万円計上しております。なお、割引譲受債権の回収に伴うその他負債の取崩額は470百万円であり、貸倒引当金繰入額と相殺表示しております。</p>

[前へ](#)

[次へ](#)

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
1. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額4,952百万円、株式等償却262百万円を含んでおります。 2. 特別損失には、動産不動産処分損として、建物の処分損10百万円、動産の処分損27百万円を含んでおります。	1. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額2,012百万円、株式等償却781百万円を含んでおります。 2. 特別損失には、動産不動産処分損として、建物の処分損44百万円、動産の処分損16百万円を含んでおります。	1. その他経常費用には、債権放棄678百万円、延滞債権等を売却したことによる損失490百万円を含んでおります。 2. 特別損失には、動産不動産処分損として、建物の処分損16百万円、動産の処分損62百万円を含んでおります。

[前へ](#)

[次へ](#)

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位 百万円) 平成15年9月30日現在 現金預け金勘定 76,163 日本銀行以外への預け金 13,569 <hr/> 現金及び現金同等物 62,594	1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位 百万円) 平成16年9月30日現在 現金預け金勘定 103,287 日本銀行以外への預け金 4,813 <hr/> 現金及び現金同等物 98,473	1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位 百万円) 平成16年3月31日現在 現金預け金勘定 100,574 日本銀行以外への預け金 4,248 <hr/> 現金及び現金同等物 96,326

[前へ](#)[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 496百万円 その他 1百万円 合計 498百万円 減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 247百万円 その他 1百万円 合計 248百万円 中間連結会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 249百万円 その他 0百万円 合計 249百万円 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 166百万円 1年超 86百万円 合計 253百万円 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 95百万円 減価償却費相当額 92百万円 支払利息相当額 3百万円 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 492百万円 その他 - 百万円 合計 492百万円 減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 409百万円 その他 - 百万円 合計 409百万円 中間連結会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 83百万円 その他 - 百万円 合計 83百万円 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 84百万円 1年超 1百万円 合計 85百万円 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 84百万円 減価償却費相当額 81百万円 支払利息相当額 1百万円 減価償却費相当額の算定方法 同左 利息相当額の算定方法 同左 	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 492百万円 その他 - 百万円 合計 492百万円 減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 327百万円 その他 - 百万円 合計 327百万円 年度末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 165百万円 その他 - 百万円 合計 165百万円 未経過リース料年度末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 167百万円 1年超 1百万円 合計 169百万円 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 180百万円 減価償却費相当額 174百万円 支払利息相当額 6百万円 減価償却費相当額の算定方法 同左 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
(貸手側) ・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高 取得価額 動産 7,848百万円 その他 282百万円 合計 8,131百万円 減価償却累計額 動産 5,969百万円 その他 153百万円 合計 6,122百万円 中間連結会計期間末残高 動産 1,879百万円 その他 129百万円 合計 2,008百万円 ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 855百万円 1年超 1,612百万円 合計 2,468百万円 (注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料及び見積残存価額の合計額の中間連結会計期間末残高が営業債権の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いいため、受取利子込み法によっております。 ・受取リース料及び減価償却費 受取リース料 527百万円 減価償却費 367百万円	(貸手側) ・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高 取得価額 動産 7,160百万円 その他 301百万円 合計 7,461百万円 減価償却累計額 動産 5,151百万円 その他 150百万円 合計 5,302百万円 中間連結会計期間末残高 動産 2,008百万円 その他 150百万円 合計 2,159百万円 ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 859百万円 1年超 1,752百万円 合計 2,612百万円 (注) 同左 ・受取リース料及び減価償却費 受取リース料 499百万円 減価償却費 352百万円	(貸手側) ・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高 取得価額 動産 7,261百万円 その他 315百万円 合計 7,576百万円 減価償却累計額 動産 5,305百万円 その他 152百万円 合計 5,458百万円 年度末残高 動産 1,955百万円 その他 162百万円 合計 2,118百万円 ・未経過リース料年度末残高相当額 1年内 1,094百万円 1年超 2,611百万円 合計 3,706百万円 (注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料及び見積残存価額の合計額の年度末残高が営業債権の年度末残高等に占める割合が低いいため、受取利子込み法によっております。 ・受取リース料及び減価償却費 受取リース料 1,002百万円 減価償却費 698百万円

[前へ](#) [次へ](#)

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成15年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	61,934	61,752	182	3	186
地方債	561	523	38		38
社債	27,031	26,784	247	5	252
その他					
合計	89,527	89,060	467	9	477

(注) 1. 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成15年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	19,142	23,044	3,902	4,642	740
債券	121,383	117,453	3,930	155	4,086
国債	110,392	106,327	4,065	9	4,074
地方債	4,217	4,286	68	76	8
社債	6,773	6,840	66	69	3
その他	5,780	5,805	25	46	20
合計	146,306	146,303	2	4,844	4,847

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、株式については当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、原則時価が取得原価まで回復する見込みがないものと判断したものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とし、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理しております。当中間連結会計期間においてその他有価証券で時価のある株式について、262百万円減損処理しております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成15年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券 非上場株式(店頭売買株式を除く)	2,717

当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成16年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	65,485	65,844	358	441	82
地方債	1,740	1,717	22	8	31
社債	39,328	39,335	6	65	59
その他					
合計	106,554	106,897	342	516	173

(注) 1. 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成16年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	17,334	26,307	8,972	9,546	573
債券	117,229	117,868	639	645	6
国債	110,344	110,876	531	531	
地方債	3,586	3,656	69	75	5
社債	3,297	3,335	37	38	0
その他	5,738	5,811	73	75	2
合計	140,302	149,987	9,685	10,267	582

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、株式については当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。なお、「その他」には「その他資産」中の投資事業組合への出資金が含まれております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、原則時価が取得原価まで回復する見込みがないものと判断したものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とし、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。当中間連結会計期間において時価のある株式について、781百万円減損処理しております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成16年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券 非上場株式(店頭売買株式を除く)	3,021

[前へ](#) [次へ](#)

前連結会計年度末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成16年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	63,890	63,842	48	60	109
地方債	1,191	1,152	38	0	39
社債	38,008	37,884	124	13	138
その他					
合計	103,091	102,879	211	75	287

(注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成16年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	18,373	26,137	7,763	8,892	1,129
債券	116,990	114,790	2,200	133	2,333
国債	110,372	108,055	2,316	7	2,324
地方債	3,807	3,877	69	77	7
社債	2,810	2,857	46	48	1
その他	5,725	5,770	45	48	3
合計	141,089	146,698	5,609	9,075	3,466

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、株式については当連結会計年度末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがないものと判断したものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。当連結会計年度において、時価のある株式について337百万円減損処理を行っております。

3. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	31,554	4,433	18

4．時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成16年3月31日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	3,007

5．その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成16年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	6,924	37,028	66,158	107,775
国債	50	2,240	61,878	107,775
地方債	475	2,661	1,932	-
社債	6,398	32,125	2,347	-
その他	500	2,316	2,757	-
合計	7,424	39,344	68,915	107,775

[前へ](#)

[次へ](#)

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末(平成15年9月30日現在)

該当事項なし。

当中間連結会計期間末(平成16年9月30日現在)

該当事項なし。

前連結会計年度末(平成16年3月31日現在)

該当事項なし。

[前へ](#)

[次へ](#)

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成15年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	2
その他有価証券	2
繰延税金資産	3
繰延税金負債	2
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1
その他有価証券評価差額金	1

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成16年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	9,685
その他有価証券	9,685
繰延税金負債	3,932
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	5,752
その他有価証券評価差額金	5,752

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金(平成16年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	5,609
その他有価証券	5,609
繰延税金負債	2,277
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	3,332
その他有価証券評価差額金	3,332

[前へ](#)

[次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	金利スワップ	2,125	56	56

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	為替予約	2,413	11	11

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 従来、引直し対象としていた先物為替予約、通貨オプション等は、当中間連結会計期間からは上記に含めて記載しております。なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成15年9月30日現在)

該当事項なし。

(4) 債券関連取引(平成15年9月30日現在)

該当事項なし。

(5) 商品関連取引(平成15年9月30日現在)

該当事項なし。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成15年9月30日現在)

該当事項なし。

[前へ](#)

[次へ](#)

当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成16年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	金利スワップ	3,678	134	134

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成16年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	為替予約	934	0	0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づき、ヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等は、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成16年9月30日現在)

該当事項なし。

(4) 債券関連取引(平成16年9月30日現在)

該当事項なし。

(5) 商品関連取引(平成16年9月30日現在)

該当事項なし。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成16年9月30日現在)

該当事項なし。

[前へ](#)

[次へ](#)

前連結会計年度末

1. 取引の状況に関する事項

当行は、現在デリバティブ取引として金利関連取引の内の金利スワップ取引及び通貨関連取引の資金関連スワップ取引を利用しており、デリバティブ取引の取組にあたっては、お客様との取引等の実需に基づいた資産のリスクヘッジ手段の利用に徹しております。

金利スワップ取引につきましては、「円/円スワップ付ローン」、「固定金利選択型住宅ローン」等の中長期固定金利貸出の金利リスクのヘッジ手段として、また、資金関連スワップ取引につきましては、主としてインパクトローンの為替リスクのヘッジ手段として利用しております。

中長期固定金利貸出を金利スワップ取引で短期変動金利貸出に変えることにより、また、インパクトローンに資金関連スワップをかけることにより、市場金利の変動による金利・為替リスクを軽減しております。

デリバティブ取引については、常務会で承認された取引、職務権限、行内の取扱い手続き等に基づき、主として金融機関を取引先とし運用管理を厳格に行うとともに取引状況について毎月定例的に常務会に報告しリスク管理に努めております。

連結子会社は、デリバティブ取引を行っておりません。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成16年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百 万円)
店頭	金利先渡契約				
	売建				
	買建				
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動				
	受取変動・支払固定	3,680	2,814	148	148
	受取変動・支払変動				
	金利オプション				
	売建				
	買建				
その他					
売建					
買建					

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成16年3月31日現在)

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百 万円)
店頭	通貨スワップ				
	為替予約				
	売建	1,177		14	14
	買建	1,186		6	6
	通貨オプション				
	売建				
	買建				
	その他				
売建					
買建					

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。
3. 従来、引直し対象としていた先物為替予約は、当連結会計年度からは上記に含めて記載しております。なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、ヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成16年3月31日現在)

該当事項なし。

(4) 債券関連取引(平成16年3月31日現在)

該当事項なし。

(5) 商品関連取引(平成16年3月31日現在)

該当事項なし。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成16年3月31日現在)

該当事項なし。

[前へ](#)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

連結会社は銀行業以外に一部でリース業等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

当中間連結会計期間(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

連結会社は銀行業以外に一部でリース業等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

前連結会計年度(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)

連結会社は銀行業以外に一部でリース業等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

前連結会計年度(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
1株当たり純資産額	円	346.68	398.84	377.16
1株当たり中間(当期) 純利益	円	11.63	12.72	23.45
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	円	9.33	10.20	19.76

(注) 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益	百万円	2,141	2,341	4,536
普通株主に帰属しない金額	百万円			220
うち利益処分による優先配当額	百万円			220
普通株式に係る中間(当期)純利益	百万円	2,141	2,341	4,316
普通株式の(中間)期中平均株式数	千株	184,072	184,091	184,070
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益調整額	百万円			220
うち利益処分による優先配当額	百万円			220
普通株式増加数	千株	45,454	45,454	45,454
うち優先株式	千株	45,454	45,454	45,454

(重要な後発事象)

該当事項なし。

(2)【その他】

該当事項なし。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成15年9月30日)		当中間会計期間末 (平成16年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成16年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	9	75,934	4.42	103,084	5.96	100,379	5.82
買入手形		10,000	0.58				
買入金銭債権		10,084	0.59	431	0.02	426	0.03
有価証券	1, 2,9	238,914	13.91	259,943	15.02	253,163	14.68
貸出金	3,4, 5,6,7, 8,10	1,361,120	79.26	1,345,541	77.76	1,350,330	78.30
外国為替	8	1,737	0.10	2,286	0.13	1,274	0.07
その他資産	9	5,738	0.33	5,634	0.33	5,802	0.34
動産不動産	9, 11,12, 14	21,795	1.27	21,448	1.24	21,575	1.25
繰延税金資産		21,790	1.27	14,379	0.83	17,725	1.03
支払承諾見返		5,993	0.35	5,772	0.33	6,382	0.37
貸倒引当金		35,773	2.08	28,040	1.62	32,545	1.89
資産の部合計		1,717,336	100.00	1,730,483	100.00	1,724,515	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成15年9月30日)		当中間会計期間末 (平成16年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成16年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	9	1,602,411	93.31	1,609,050	92.99	1,606,756	93.17
コールマネー		540	0.03	255	0.01		
借入金	13	3,000	0.17				
外国為替		42	0.00	2	0.00	16	0.00
その他負債	15	8,369	0.49	8,267	0.48	8,433	0.49
賞与引当金		909	0.05	788	0.05	745	0.04
退職給付引当金		5,770	0.34	5,925	0.34	5,869	0.34
投資損失引当金		1,815	0.11	2,214	0.13	2,083	0.12
再評価に係る繰延税金負債	14	3,398	0.20	3,514	0.20	3,514	0.21
支払承諾		5,993	0.35	5,772	0.33	6,382	0.37
負債の部合計		1,632,249	95.05	1,635,791	94.53	1,633,800	94.74
(資本の部)							
資本金		38,300	2.23	38,300	2.21	38,300	2.22
資本剰余金		34,600	2.01	34,600	2.00	34,600	2.01
資本準備金		34,600		34,600		34,600	
利益剰余金		7,248	0.42	11,217	0.65	9,656	0.56
利益準備金		3,699		3,699		3,699	
任意積立金		1,500		4,000		1,500	
中間(当期)未処分利益		2,048		3,517		4,456	
土地再評価差額金	14	4,971	0.29	4,856	0.28	4,856	0.28
その他有価証券評価差額金		5	0.00	5,752	0.33	3,332	0.19
自己株式		28	0.00	35	0.00	30	0.00
資本の部合計		85,086	4.95	94,691	5.47	90,714	5.26
負債及び資本の部合計		1,717,336	100.00	1,730,483	100.00	1,724,515	100.00

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)		当中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		23,165	100.00	20,194	100.00	43,907	100.00
資金運用収益		17,558		17,993		36,012	
(うち貸出金利息)		(17,121)		(17,021)		(34,547)	
(うち有価証券利息配当金)		(388)		(915)		(1,369)	
役務取引等収益		1,473		1,481		2,963	
その他業務収益		526		129		601	
その他経常収益		3,607		589		4,329	
経常費用		19,753	85.27	16,088	79.67	36,296	82.67
資金調達費用		1,493		1,153		2,841	
(うち預金利息)		(1,111)		(840)		(2,104)	
役務取引等費用		1,185		1,205		2,221	
その他業務費用		59				137	
営業経費	1	11,272		10,744		22,134	
その他経常費用	2	5,743		2,984		8,962	
経常利益		3,412	14.73	4,105	20.33	7,610	17.33
特別利益		7	0.03	1	0.01	55	0.13
特別損失	3	37	0.16	60	0.30	71	0.16
税引前中間(当期)純利益		3,381	14.60	4,046	20.04	7,594	17.30
法人税、住民税及び事業税		20	0.09	20	0.10	41	0.09
法人税等調整額		1,567	6.77	1,691	8.38	3,351	7.64
中間(当期)純利益		1,793	7.74	2,334	11.56	4,201	9.57
前期繰越利益		255		1,183		255	
中間(当期)未処分利益		2,048		3,517		4,456	

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間会計期間末前1ヵ月の平均に基づいて算定された市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p>	<p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものうち株式については中間会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、また、それ以外については、中間会計期間末日における市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p>	<p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算期末前1ヶ月の平均に基づいて算定された市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p>	同左	同左
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 動産不動産 定率法 ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 15年～47年 動産 3年～15年</p> <p>(2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(1) 動産不動産 同左</p> <p>(2) ソフトウェア 同左</p>	<p>(1) 動産不動産 定率法 ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)については定額法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 15年～47年 動産 3年～15年</p> <p>(2) ソフトウェア 同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>同左</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(2) 賞与引当金 同左	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。
	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理 なお、会計基準変更時差異(9,082百万円)については、厚生年金基金の代行部分に係るものの消滅を認識した上で残額について15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理 なお、会計基準変更時差異(9,082百万円)については、厚生年金基金の代行部分に係るものの消滅を認識した上で残額について15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理 なお、会計基準変更時差異(9,082百万円)については、厚生年金基金の代行部分に係るものの消滅を認識した上で残額について15年による按分額を費用処理しております。
	(4) 投資損失引当金 関係会社の債務超過額にかかる損失に備えるため、関係会社に対する投資額及び貸出金を超えて負担が見込まれる額を計上しております。	(4) 投資損失引当金 同左	(4) 投資損失引当金 同左

	前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
5. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>外貨建取引等の会計処理につきましては、前事業年度は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)による経過措置を適用しておりましたが、当中間会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う資金関連スワップ取引については、ヘッジ会計を適用しております。なお、当該ヘッジ会計の概要につきましては、「7.ヘッジ会計の方法」に記載しております。</p> <p>この結果、従来、期間損益計算していた当該資金関連スワップ取引を時価評価し、正味の債権及び債務を中間貸借対照表に計上したため、従来の方法によった場合と比較して、「その他資産」は35百万円増加、「その他負債」は35百万円増加しております。なお、この変更に伴う損益への影響はありません。</p> <p>また、上記以外の先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、相殺のうえ「その他資産」中のその他の資産又は「その他負債」中のその他の負債で純額表示しておりましたが、当中間会計期間からは、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で表示するとともに、「その他資産」及び「その他負債」中の金融派</p>	<p>外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>	<p>外貨建資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>外貨建取引等の会計処理につきましては、前事業年度は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)による経過措置を適用しておりましたが、当事業年度からは同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う資金関連スワップ取引については、ヘッジ会計を適用しております。なお、当該ヘッジ会計の概要につきましては、「7.ヘッジ会計の方法」に記載しております。</p> <p>この結果、従来、期間損益計算していた当該資金関連スワップ取引を時価評価し、正味の債権及び債務を貸借対照表に計上したため、従来の方法によった場合と比較して、「未収収益」は0百万円減少、「未払費用」は0百万円減少、「その他の資産」は0百万円減少し、その他資産中の「金融派生商品」は6百万円増加、その他負債中の「金融派生商品」は6百万円増加、「繰延ヘッジ損失」は0百万円増加、「繰延ヘッジ利益」は0百万円増加しております。なお、この変更に伴う損益への影響はありません。</p> <p>また、上記以外の先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、相殺のうえ「その他の資産」又は「その他の負債」で純額表示し</p>

	前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	生商品に含めて計上しております。この変更に伴い、従来の方によった場合と比較して、「その他資産」は35百万円増加、「その他負債」は35百万円増加しております。		ておりましたが、当事業年度からは、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で表示するとともに、その他資産及びその他負債中の「金融派生商品」に含めて計上しております。この変更に伴い、従来の方によった場合と比較して、「その他の資産」は7百万円減少し、その他資産中の「金融派生商品」は19百万円増加、その他負債中の「金融派生商品」は12百万円増加しております。
6. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左
7. ヘッジ会計の方法	(1) 金利リスク・ヘッジ(追加情報) 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前事業年度は「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する経過措置に基づき、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しておりましたが、当中間会計期間からは、同報告の本則規定に基づき処理しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについ	(1) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。 また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する	(1) 金利リスク・ヘッジ(追加情報) 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前事業年度は「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する経過措置に基づき、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する「マクロヘッジ」を実施しておりましたが、当事業年度からは、同報告の本則規定に基づき処理しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、

	前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>て、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は1,728百万円であります。</p> <p>(2) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前事業年度は業種別監査委員会報告第25号による経過措置を適用していましたが、当中間会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う資金関連スワップ取引については、ヘッジ会計を適用しております。</p> <p>これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。</p>	<p>当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は1,610百万円であります。</p> <p>(2) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は1,698百万円であります。</p> <p>(2) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前事業年度は業種別監査委員会報告第25号による経過措置を適用していましたが、当事業年度からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う資金関連スワップ取引については、ヘッジ会計を適用しております。これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。</p>

	前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
8. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。	同左	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。
9. 手形割引の会計処理	手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。	同左	同左

追加情報

前中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前事業年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
	<p>(外形標準課税)</p> <p>「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年 3月法律第 9号)が平成15年 3月31日に公布され、平成16年 4月 1日以後開始する事業年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当中間会計期間から中間損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。</p>	

[次へ](#)

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成15年9月30日)	当中間会計期間末 (平成16年9月30日)	前事業年度末 (平成16年3月31日)
<p>1. 子会社の株式総額 643百万円</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に2,163百万円含まれております。また、使用貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の社債に1,004百万円含まれております。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は14,806百万円、延滞債権額は36,275百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,519百万円あります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1. 子会社の株式総額 556百万円</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に2,161百万円含まれております。また、使用貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の社債に1,000百万円含まれております。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は6,842百万円、延滞債権額は42,938百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,784百万円あります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1. 子会社の株式総額 554百万円</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、国債に2,162百万円含まれております。また、使用貸借契約により貸し付けている有価証券は社債に1,000百万円含まれております。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は10,659百万円、延滞債権額は44,560百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,044百万円あります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成15年9月30日)	当中間会計期間末 (平成16年9月30日)	前事業年度末 (平成16年3月31日)																				
<p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は41,013百万円でありま す。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として、金利 の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行 った貸出金で破綻先債権、延滞 債権及び3ヵ月以上延滞債権に 該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、 3ヵ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 93,615百万円であります。</p> <p>なお、上記3.から6.に掲 げた債権額は、貸倒引当金控除 前の金額であります。</p> <p>7. ローン・パーティシペーシ ョンで、平成7年6月1日付日本公 認会計士協会会計制度委員会報 告第3号に基づいて、原債務者 に対する貸出金として会計処理 した参加元本金額のうち、中間 貸借対照表計上額は、2,000百 万円であります。</p> <p>8. 手形割引により受け入れた商 業手形及び買入外国為替は、売 却又は(再)担保という方法で自 由に処分できる権利を有して おりますが、その額面金額は 41,727百万円であります。</p> <p>9. 担保に供している資産は次の とおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="135 1355 486 1456"> <tr> <td>現金預け金</td> <td>4百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>104,216百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0" data-bbox="135 1456 486 1489"> <tr> <td>預金</td> <td>3,449百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引 の担保として、有価証券41,759 百万円を差し入れております。</p> <p>また、子会社等の借入金等の 担保として、有価証券1,004百 万円を差し入れております。</p>	現金預け金	4百万円	有価証券	104,216百万円	預金	3,449百万円	<p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は40,093百万円でありま す。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として、金利 の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行 った貸出金で破綻先債権、延滞 債権及び3ヵ月以上延滞債権に 該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、 3ヵ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 91,658百万円であります。</p> <p>なお、上記3.から6.に掲 げた債権額は、貸倒引当金控除 前の金額であります。</p> <p>7. ローン・パーティシペーシ ョンで、平成7年6月1日付日本公 認会計士協会会計制度委員会報 告第3号に基づいて、原債務者 に対する貸出金として会計処理 した参加元本金額のうち、中間 貸借対照表計上額は、13,000百 万円であります。</p> <p>8. 手形割引により受け入れた商 業手形及び買入外国為替は、売 却又は(再)担保という方法で自 由に処分できる権利を有して おりますが、その額面金額は 40,744百万円であります。</p> <p>9. 担保に供している資産は次の とおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="555 1355 906 1456"> <tr> <td>現金預け金</td> <td>5百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>111,268百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0" data-bbox="555 1456 906 1489"> <tr> <td>預金</td> <td>4,600百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引 の担保として、有価証券47,934 百万円を差し入れております。</p> <p>また、子会社等の借入金等の 担保として、有価証券1,000百 万円を差し入れております。</p> <p>なお、動産不動産のうち保証 金権利金は4,457百万円であ ります。</p>	現金預け金	5百万円	有価証券	111,268百万円	預金	4,600百万円	<p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は42,043百万円でありま す。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として、金利 の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行 った貸出金で破綻先債権、延滞 債権及び3ヵ月以上延滞債権に 該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、 3ヵ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 98,308百万円であります。</p> <p>なお、上記3.から6.に掲 げた債権額は、貸倒引当金控除 前の金額であります。</p> <p>7.</p> <p>8. 手形割引により受け入れた商 業手形及び買入外国為替は、売 却又は(再)担保という方法で自 由に処分できる権利を有して おりますが、その額面金額は 45,505百万円であります。</p> <p>9. 担保に供している資産は次の とおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="975 1355 1326 1456"> <tr> <td>現金預け金</td> <td>4百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>105,292百万円</td> </tr> <tr> <td>その他の資産</td> <td>2百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0" data-bbox="975 1456 1326 1489"> <tr> <td>預金</td> <td>3,074百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引 の担保として、有価証券48,369 百万円を差し入れております。</p> <p>また、子会社等の借入金等の 担保として、有価証券1,000百 万円を差し入れております。</p>	現金預け金	4百万円	有価証券	105,292百万円	その他の資産	2百万円	預金	3,074百万円
現金預け金	4百万円																					
有価証券	104,216百万円																					
預金	3,449百万円																					
現金預け金	5百万円																					
有価証券	111,268百万円																					
預金	4,600百万円																					
現金預け金	4百万円																					
有価証券	105,292百万円																					
その他の資産	2百万円																					
預金	3,074百万円																					

前中間会計期間末 (平成15年9月30日)	当中間会計期間末 (平成16年9月30日)	前事業年度末 (平成16年3月31日)
<p>10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、52,902百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが48,039百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>また、貸付金に係るコミットメントライン契約は、国際協力銀行との協調融資等でありませす。</p> <p>11. 動産不動産の減価償却累計額 11,834百万円</p> <p>12. 動産不動産の圧縮記帳額 1,045百万円</p> <p>13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金3,000百万円が含まれております。</p>	<p>10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、48,751百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが39,689百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>また、貸付金に係るコミットメントライン契約は、国際協力銀行との協調融資等でありませす。</p> <p>11. 動産不動産の減価償却累計額 11,762百万円</p> <p>12. 動産不動産の圧縮記帳額 1,045百万円</p> <p>13.</p>	<p>10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、45,455百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが40,889百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>また、貸付金に係るコミットメントライン契約は、国際協力銀行との協調融資等でありませす。</p> <p>11. 動産不動産の減価償却累計額 11,821百万円</p> <p>12. 動産不動産の圧縮記帳額 1,045百万円</p> <p>13.</p>

前中間会計期間末 (平成15年9月30日)	当中間会計期間末 (平成16年9月30日)	前事業年度末 (平成16年3月31日)
<p>14. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格に基づいて、合理的な調整を行って算出。</p> <p>15. 営業譲受に伴い、株式会社新潟中央銀行から元本の価額を割り引いて譲受けた債権につきましては、債権を割り引く前の元本の価額で計上し、譲受価額との差額は「その他負債」に1,202百万円計上しております。なお、割引譲受債権の回収に伴うその他負債の取崩額は427百万円であり、貸倒引当金繰入額と相殺表示しております。</p>	<p>14. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格に基づいて、合理的な調整を行って算出。</p> <p>15. 営業譲受に伴い、株式会社新潟中央銀行から元本の価額を割り引いて譲受けた債権につきましては、債権を割り引く前の元本の価額で計上し、譲受価額との差額は「その他負債」に1,122百万円計上しております。なお、割引譲受債権の回収に伴うその他負債の取崩額は36百万円であり、貸倒引当金繰入額と相殺表示しております。</p>	<p>14. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格に基づいて、合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,481百万円</p> <p>15. 営業譲受に伴い、株式会社新潟中央銀行から元本の価額を割り引いて譲受けた債権につきましては、債権を割り引く前の元本の価額で計上し、譲受価額との差額は「その他負債」に1,194百万円計上しております。なお、割引譲受債権の回収に伴うその他負債の取崩額は470百万円であり、貸倒引当金繰入額と相殺表示しております。</p>

[次へ](#)

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)												
<p>1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物・動産</td> <td>236百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>178百万円</td> </tr> </table> <p>2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額5,152百万円、株式等償却262百万円を含んでおります。</p> <p>3. 特別損失には、動産不動産処分損として、建物の処分損10百万円、動産の処分損27百万円を含んでおります。</p>	建物・動産	236百万円	その他	178百万円	<p>1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物・動産</td> <td>213百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>137百万円</td> </tr> </table> <p>2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額1,845百万円、株式等償却781百万円を含んでおります。</p> <p>3. 特別損失には、動産不動産処分損として、建物の処分損44百万円、動産の処分損15百万円を含んでおります。</p>	建物・動産	213百万円	その他	137百万円	<p>1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物・動産</td> <td>480百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>340百万円</td> </tr> </table> <p>2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額6,789百万円、債権放棄678百万円、投資損失引当金繰入額368百万円及び延滞債権等を売却したことによる損失362百万円を含んでおります。</p> <p>3. 特別損失には、動産不動産処分損として、建物の処分損16百万円、動産の処分損35百万円を含んでおります。</p>	建物・動産	480百万円	その他	340百万円
建物・動産	236百万円													
その他	178百万円													
建物・動産	213百万円													
その他	137百万円													
建物・動産	480百万円													
その他	340百万円													

[前へ](#)[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前事業年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 動産 2,300百万円 その他 324百万円 合計 2,624百万円 減価償却累計額相当額 動産 531百万円 その他 144百万円 合計 675百万円 中間会計期間末残高相当額 動産 1,769百万円 その他 180百万円 合計 1,949百万円 ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 469百万円 1年超 1,528百万円 合計 1,997百万円 ・当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 307百万円 減価償却費相当額 258百万円 支払利息相当額 73百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 動産 2,441百万円 その他 285百万円 合計 2,727百万円 減価償却累計額相当額 動産 861百万円 その他 153百万円 合計 1,014百万円 中間会計期間末残高相当額 動産 1,579百万円 その他 132百万円 合計 1,712百万円 ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 511百万円 1年超 1,285百万円 合計 1,797百万円 ・当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 319百万円 減価償却費相当額 268百万円 支払利息相当額 66百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 同左 ・利息相当額の算定方法 同左 	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 動産 2,410百万円 その他 324百万円 合計 2,735百万円 減価償却累計額相当額 動産 724百万円 その他 176百万円 合計 901百万円 期末残高相当額 動産 1,685百万円 その他 147百万円 合計 1,833百万円 ・未経過リース料期末残高相当額 1年内 486百万円 1年超 1,415百万円 合計 1,901百万円 ・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 621百万円 減価償却費相当額 525百万円 支払利息相当額 142百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 同左 ・利息相当額の算定方法 同左

[前へ](#)

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間末(平成15年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

当中間会計期間末(平成16年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

前事業年度末(平成16年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません

(1株当たり情報)

中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項なし。

(2) 【その他】

該当事項なし。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

有価証券報告書 及びその添付書類	事業年度 (第138期)	自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日	平成16年6月29日 関東財務局長に提出。
---------------------	-----------------	-----------------------------	--------------------------

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の中間監査報告書

平成15年12月17日

株式会社 東日本銀行
取締役 会 御中

監査法人 トーマツ

代表社員
関与社員

公認会計士 山 崎 彰 三 印

代表社員
関与社員

公認会計士 小 暮 和 敏 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東日本銀行の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東日本銀行及び連結子会社の平成15年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成16年12月15日

株式会社 東日本銀行
取締役 会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員

公認会計士 川 上 豊 (印)

指定社員
業務執行社員

公認会計士 小 暮 和 敏 (印)

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東日本銀行の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東日本銀行及び連結子会社の平成16年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成15年12月17日

株式会社 東日本銀行
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

代表社員
関与社員

公認会計士 山崎 彰三 (印)

代表社員
関与社員

公認会計士 小暮 和敏 (印)

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東日本銀行の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第138期事業年度の中間会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東日本銀行の平成15年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成16年12月15日

株式会社 東日本銀行
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員

公認会計士 川上 豊 (印)

指定社員
業務執行社員

公認会計士 小暮 和敏 (印)

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東日本銀行の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第139期事業年度の中間会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要なに応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東日本銀行の平成16年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。